

水口スポーツの森・野洲川河川公園・ひのきが丘公園施設の年間予約運用要領

1 目的

この要領は、甲賀市水口スポーツの森・野洲川河川公園・ひのきが丘公園施設の利用日程について、大会等の実施を円滑に行うために施設の年間予約を事前に調整することにより、スポーツの振興および利用団体の利便性の向上と施設利用効率の向上を目指すことを目的とする。

2 対象とする施設

(1) 水口スポーツの森

甲賀市陸上競技場、甲賀市民スタジアム、多目的グラウンド、テニスコート、
キャンプ場

(2) 野洲川河川公園

テニスコート

(3) ひのきが丘公園

野球場、テニスコート

3 対象とする大会

年間予約申請できる大会は、多チーム編成で、おおむね 50 人以上で実施する事業とする
(申請団体が主催するものに限る)。講習会、教室、練習等は、年間予約申請の対象外とする。

4 年間利用予約の提出

ご案内の『〇〇年度甲賀市水口スポーツの森年間予約希望申請書』に必要事項を記入し、
『予約決定資料送付先記入用紙』と共に提出する事。

5 『一般開放日』の設定

年間利用予約の対象とならない一般市民向けとして、基本的に月に休日2日（土曜日、日曜日各1日）の『一般開放日』を設けています。ご理解ご協力をお願いします。

6 調整方法と優先順位

(1) 申請のあった対象とする大会等の利用内容を施設毎にリストに整理する。

(2) 申請のあった対象とする大会等の利用内容を施設・日程・利用時間について、単独予約または重複予約をリストアップし調整対象の大会を抽出する。

(3) 上記(2)の単独利用申請の大会等は、確定予約とする。

(4) 上記(2)重複予約は、予め定められた優先順位に基づき、該当の大会等には可否を記入する。

優先順位1：市の行事（地域自治組織、指定管理者の行事を含む主催、共催事業）、
甲賀市内学校等の行事。

(5) 上記(4)以外の重複予約は、『年間予約調整会議』にて、調整し可否を決定する。

当施設以外で大会運営ができない大会等であるかどうかを判断材料に調整会議の場で話し合により総合的に調整を行い、可否を決定する。しかし、調整がつかない場合は抽選にて決定する。

7 スケジュール

- (1) ご案内送付
毎年11月初め
- (2) 年間予約申請受付期間
毎年11月初めから12月中旬まで
- (3) 全利用予約申請内容の資料作成
毎年12月中旬から12月下旬まで
- (4) 全利用予約申請内容の資料の発信（水口スポーツの森ホームページに掲載）
毎年12月下旬または1月上旬
- (5) 年間予約調整会議開催
毎年1月中旬から下旬の間
- (6) 年間利用予約確定版送信（水口スポーツの森ホームページに掲載）
毎年2月中旬
- (7) 確定版の内容確認と訂正受付期間
毎年2月中旬から下旬の間
- (8) 最終確定版の送信（水口スポーツの森ホームページに掲載）
毎年3月初め

8 新年度の各種申請書の提出

- (1) 団体登録書の提出
新年度（1回/年）の団体登録を行ってください。
- (2) 『有料公園施設利用許可申請書』（本申請）の提出
年間予約で確定した大会等は、『有料公園施設利用許可申請書』を提出ください。
『有料公園施設利用許可書』を発行いたします。
提出期日は、利用日の属する月の3箇月前の月末までに提出して下さい。
提出は持参、FAX、またはメールでも可としますが、持参以外は必ず提出先に着信確認を行ってください。
期日までに申請書の提出が無い場合は、当該予約を『解除』します。
- (3) 減免申請書の提出
年間利用の確定した大会等の甲賀市へ減免申請を提出される団体は、『有料公園使用料減免（還付）申請書』と『後援等名義使用承認決定通知書』および『大会要項』の3点セットで水口スポーツの森管理事務所へ提出下さい。
『後援等名義使用承認決定通知書』は甲賀市の事務処理の都合により概ね1箇月を要するものとして余裕をもって行ってください。大会要項が提出日に作成できていない場合は、前回の大会要項の添付を可とし、新しい大会要項が作成でき次第差し替えをお願いします。
尚、減免の対象範囲は、施設の利用料であり、備品や照明およびスコアボードなどは減免対象外となります。
提出期日は、利用日の属する月の2箇月前の月末までに提出して下さい。
期日までに減免申請書の提出が無い場合は、当該予約は減免対象外となります。

9 注意事項

- (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日）は施設の休館日であり、施設が利用できません。

また、施設の改修や事故等、その他不測の事態により、急遽、利用をお断りする場合がありますので、ご留意下さい。

- (2) 施設は、原則規定（甲賀市都市公園条例）で定める時間内が利用可能時間です。大会の準備等のために時間外の利用が必要な場合は、施設管理者と協議の上、許可があった場合は利用可能とします。但し、最大でも午前7時からとします。

尚、規定時間外に係る施設利用料は、条例の規定により単位金額の5割増し相当額となります。

- (3) 大会等の準備のために施設に入場する時間から大会終了後に物品の片付けを完全に終えて施設を退場する時間まで（1時間単位）を施設利用時間とします。このことを見込んで『有料公園施設利用許可申請書』の利用時間を記入してください。

尚、申請時間外に入場、または退場することは原則お断りします。内容変更等によりやむを得ず入退場の時間に変更になる場合は、事前に施設管理者と協議の上、許可があったものは可能とします。その際に発生する使用料金はお支払いいただきます

施設の利用料は、『有料公園施設利用許可申請書』に記載の利用時間に基づいてお支払いいただきます。大会運営の都合により申請の内容よりも早く退場される場合であっても、その分の利用料金の返金は致しませんのでご理解願います。

- (4) 土・日曜日の予備日希望は、原則受けません。しかし、土・日曜日に予備日を設けた場合、利用が無くても使用料を徴収致します。ご了承願います。

- (5) 特別な事情が無い限り、利用日程調整確定後における変更およびキャンセルはできません。

やむを得ず変更およびキャンセルをされる場合は、速やかに各施設へ連絡してください。

連絡内容：『日時と大会等名称』『団体名称』『連絡者の氏名と電話番号』をお知らせ下さい。

各団体間でのまた貸しは、禁止致します。

- (6) 施設利用のルールをお守りいただけない団体、施設利用のマナーが悪い団体は、次年度からの年間予約利用の調整に係る申請書を受付いたしかねます。

- (7) 次年度の案内に向けて、責任者や担当者に変更となった場合、水口スポーツの森管理事務所へ電話またはメールなどで連絡をお願いします。連絡が無い場合は、現在の登録先に発信致しますので、新旧担当者間で引継して下さい。